

地域支援事業の全体像

地域支援事業とは、介護保険制度の下に地域の皆様と村が協働し取り組む事業です。

目的は、住民の皆さんが要介護状態やその前段階の虚弱状態になることを予防し、役割や生きがいを持って社会参加し続け、住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らし続けられるようにすることにあります。

中川村の目指す「暮らしやすい地域の姿」を共有し、村と地域の皆様、各専門機関がチームを組んで体制を整えて行けるよう、地域包括支援センターの専門職が連絡調整をして進めます。

2. 権利擁護業務

成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応など

3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・自立支援型ケアマネジメントの支援
- ・ケアマネージャーへの日常的個別指導・相談
- ・支援困難事例等への指導、助言

6. 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療・介護の一体的な体制を構築

認知症初期集中支援チーム

7. 認知症総合支援事業

認知症になっても地域で暮らしやすい支援体制づくり

行政機関 医療機関 医療サービス 警察 消防

介護保険事業所 介護サービス 民生児童委員

生活困窮者自立支援相談 地方事務所 住民・自治組織 ボランティア

保健所 児童相談所 障害施設 障害サービス 司法書士会 弁護士会

1. 総合相談支援業務

住民の各種相談を幅広く受け付けて、制度横断的な支援を実施

地域包括支援センター

社会福祉士

主任ケアマネージャー

保健師等

チームアプローチ

認知症地域支援推進員

生活支援コーディネーター

協議体

10. 地域共生・多職種連携推進

多職種による制度横断的な連携・対応

などなど

11. 地域ケア会議の開催

- ・個別課題解決
- ・ネットワーク構築
- ・地域課題発見
- ・地域づくり・資源開発
- ・政策形成

5. 介護予防支援業務

要支援者に対するケアマネジメント、ケアプランの作成

4. 介護予防ケアマネジメント業務

総合事業対象者に対するケアマネジメント、ケアプラン作成及び一般高齢者に対するケアマネジメント

8. 生活支援体制整備事業

既成概念にとらわれない誰もが暮らしやすい地域づくり

9. 介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者自身も担い手となる等の多様なサービスと、専門職の適切な関わりによる自立支援に資する要介護状態・重度化の予防

12. 任意事業

- ・介護給付費適正化事業
- ・家族介護支援事業
- ・その他の事業 など